

北海道告示第 11415 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 1 月 27 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 9 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川ショッピングセンター パワーズ
旭川市永山 11 条 4 丁目 120-36

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士管財 代表取締役 小川 恭平
旭川市 2 条通 19 丁目 367 番地 2

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(変更後)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社 A O K I	代表取締役 森 裕隆	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号
有限会社 パワーズ薬局	代表取締役 清水 雅寿	旭川市永山 11 条 4 丁目 119 番地 51
株式会社 C o o & R I K U 東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区神田佐久間町 3 丁目 38 番地第 5 東ビル
株式会社 大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社 エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号

株式会社パルウォーク	代表取締役 荒井 義憲	北見市光西町 182 番地 1
株式会社ジンズ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋市川原町 2 丁目 26 番地 4
株式会社Grand bois	代表取締役 佐々木 裕実	大阪市中央区北浜 2 丁目 6 番 18 号 15 階

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社AOKI	代表取締役 森 裕隆	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号	
有限会社パワーズ薬局	代表取締役 清水 雅寿	旭川市永山 11 条 4 丁目 119 番地 51	
株式会社Coo&RIKU東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区外神田 4 丁目 14 番 1 号 秋葉原UDX18 階	(ア)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	
株式会社パルウォーク	代表取締役 荒井 義憲	北見市光西町 182 番地 1	
株式会社ジンズ	代表取締役 田中 亮	群馬県前橋市川原町 2 丁目 26 番地 4	(イ)
株式会社Grand bois	代表取締役 佐々木 裕実	大阪市中央区北浜 2 丁目 6 番 18 号 15 階	

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 令和 6 年 4 月 1 日
 上記(3)イ(ア) 令和 6 年 2 月 14 日
 上記(3)イ(イ) 令和 5 年 12 月 1 日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア、イ(イ) 代表者変更のため
 上記(3)イ(ア) 住所変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 9 月 13 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 25 日 (水) から令和 7 年 1 月 27 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで